

平成 27 年度

公立大学法人高崎経済大学年度計画



平成 27 年 4 月

平成 27 年度  
公立大学法人高崎経済大学年度計画

目次

- I 教育研究等の質の向上
- II 学生支援
- III 地域・社会貢献
- IV 業務運営の改善及び効率化
- V 財務運営の改善
- VI 自己点検及び自己評価並びに情報の提供
- VII その他業務運営
- VIII 予算、収支計画及び資金計画
- IX 短期借入金の限度額
- X 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画
- XI 剰余金の使途
- XII その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

## I 教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 教育の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

#### (1) 入学者受入

- ① 入学者受入方針を明示し、ホームページなどで公開する。あわせて、ホームページの多言語化を進める。
- ② 本学を志願する受験生やその関係者に対して分かりやすい情報提供を行う。
  - ・ 大学案内及び大学院案内に掲載されている入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を、より見やすくし、広く周知する。
  - ・ オープンキャンパス、大学訪問、1日大学体験DAYで行っているアンケート調査の分析を行い、効果的な情報提供を行う。
- ③ 入試成績、入学後の履修状況、学生生活、就職状況など、入学者の属性をデータベース化し、入学者の質の向上を図る。
- ④ 社会の変化に対応した質の高い入学者及び入学者数を確保するための入試制度の検討や受験生の動向分析を行う。
  - ・ オープンキャンパス、大学訪問、1日大学体験DAYでアンケートを実施し、結果の分析を行う。また、学内他部門で行っているアンケート調査などを確認し、受験生の分析等を行う。
  - ・ 大学入試センター試験改革に対応した本学の入試制度の改革を検討する。
  - ・ 社会人向け公開講座の企画等、社会人にとって魅力あるプログラムの作成に向けた検討を開始する。（両研究科）
  - ・ 博士前期課程1年制コースの制度設計を開始する。（地域政策研究科）
- ⑤ 広報センターの機能充実のため、専門的スタッフを養成する。
  - ・ 広報に関する専門的な知識を取得するため、研修に参加する。
- ⑥ オープンキャンパス、大学説明会、高校訪問、出前授業など、教職員が一体となった入試広報活動を行う。
  - ・ 1日大学体験DAYの効果的な方法を検討し、実施する。
  - ・ 前期中に開催する県外大学説明会の効果的な方法を検討し、実施する。
  - ・ オープンキャンパス、県内公立4大学合同説明会を開催する。また、出前授業、大学訪問の受け入れを行う。更にこれらについて、アンケートの分析等によりその実施方法の検討を行う。

#### (2) 学生の育成

- ① 大学としての学生育成目標を定めるとともに、各学部においても、教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）に基づいた育成目標を定める。
- ② 初年次教育の充実など、入学時から学生との関わりの基盤を作り、大学教育を受ける能力と人間性の形成を図る。
- ③ 豊かで幅広い人間性を育てるため教養教育の充実を図る。
- ④ 専門知識を活かした社会人として活躍できる専門的な知識の獲得、それを発揮できる能力を身につけさせる。
  - ・ 図書や電子情報を的確に検索して活用するためのセミナーを、学部及び研究科の学生を対象に年5回程度開催する。（図書館）
- ⑤ 学生に地域社会、企業のニーズを把握させ、実践的な知識や問題解決の技法を身につけさせる。そのために、学生が様々な機会を捉えて、調査活動（フィールドワーク）や地域貢献活動へ参加することを促進する。
  - ・ 専門的かつ実践的な知識を身につけさせるため、演習等の専門教育や、まちなか教育活動センターの活動を通じて、地域社会や企業等への調査及び地域貢献活動を積極的に推進する。
- ⑥ 国際的に活躍できる人材育成の充実を図る。
  - ・ 英語教育の全学共通化及び授業内容の改善について検討する。
  - ・ eラーニング教材や English Café を充実させることで学生の英語力を高める。

### （3）教育の内容

- ① 単位互換制度の積極的な活用や全学共通科目の設置に向けて検討を行い、学生の学ぶ機会を幅広く提供する。
  - ・（再掲）英語教育の全学共通化及び授業内容の改善について検討する。
- ② 各学部の専門教育に応じた教育目標を明確化し、演習等専門教育の充実を図る。
  - ・ 教職員による通常授業の聴講を実施する。
- ③ 1年次から4年次にわたる計画的なキャリア教育プログラムを作成し実施する。
- ④ 国際連携を積極的に推進し、提携大学等との教育の充実に努める。
  - ・ 平成26年度後期に正式導入した交換留学生担任制度及び交換留学生用特別授業を、国際交流センターによる交換留学生カリキュラムとして実施し、課題等があれば改善する。

- ・平成26年度に新たに実施したDCU短期語学研修、UTM春季語学研修について、点検・評価し、引き続き実施する。

- ・海外研修支援制度の拡充に伴う海外フィールドワーク、インターンシップ、ボランティアについて教員や学生に周知を図り、参加学生の増加につなげる。

⑤ シラバスにおける準備学習、授業の内容、達成目標等の記述を統一し、公開する。

- ・シラバスに授業時間外の学習の項目を追加する。

⑥ 成績評価基準等を研究・検討する。

- ・GPA制度の運用を開始し、問題点等を検証する。(両学部・両研究科)

⑦ 学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)を作成する。

#### (4) 教育の改善

① 年間を通じてFDやSDを実施し、教育の改善に当たる。

- ・FD・SD委員会の充実を図るとともに、学部及び研究科と全学FD・SD委員会主体のFDを実施する。

② 専任教員などについて適正な人数を確保し、教育体制を整え、教育改善に努める。

- ・専任教員については、適正な人数を検討した上で、中長期的視点から採用計画を策定する。

③ 授業実施に関する基準及び仕組みづくりを検討する。

④ 学生や卒業生に対する調査を継続的に実施し、教育改善に努める。

- ・「卒業生アンケート」の分析結果を踏まえ、教育改善に結び付ける。

- ・「学生生活実態アンケート」を実施し、結果をまとめる。

- ・教育の質の改善のため、在学生に対する大学院教育に関するアンケートの実施を制度化する。(両研究科)

- ・教育成果の確認のため、修了生に対するアンケートの定期的な実施に向けた制度の検討を行う。(両研究科)

⑤ 第三者評価を取り入れた適切な教育評価システムの構築を図る。

## 2 研究の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

### (1) 研究の方向性及び水準

① 学術論文の発表や学会発表等により社会的に評価を受ける研究を行う。

- ・産業研究所及び地域政策研究センターが進めていた出版プロジェクトを地域科学研究所において継続実施する。
- ・地域科学研究所としてのプロジェクトの在り方を検討の上、早急にプロジェクトを募集する。

② 基礎的研究、新分野研究、先進的研究、産学官民連携の共同研究等、計画的に研究を推進する。

- ・前年に引き続き、教員の研究活動を支援する規程を整備する。また、基礎的研究、新分野研究等の研究課題に沿った研究を推進する。

③ 高崎市や地元企業との連携による共同研究を推進する。

- ・高崎市や地元企業等と共同研究に関する意見交換を行う。

④ 研究費の充実と改善を図り、効果的な活用に努める。

- ・文部科学省のガイドラインに基づく研究倫理教育を実施するとともに、引き続き関係規程の見直しを行う。

(2) 研究の実施体制

① 大学としての戦略を明らかにし、地域連携戦略室を中心に、大学として重点的に取り組む研究テーマを設定するなど、研究の方向性を示すことで、全学的に支援する体制の充実を図る。

② 競争的資金等を獲得し、専門職員を配置し、先進的研究を効果的に実施するための支援体制を整備する。

- ・科学研究費補助金や学外競争的資金獲得のための担当職員向け研修の受講により、専門的知識を有する職員を養成する。
- ・研究規程の見直し等、支援体制を整備し、学内外の研究を推進する。

③ 個人研究、共同研究について、支援体制を整備する。

- ・多角的に資料を収集し、専門図書とオンライン系電子資料の拡充を進める。

④ 長期研修・短期研修の充実を図る。

⑤ 多様な任用制度の導入を目指して検討する。

- ・特命教員の配置の必要性和実現可能性を検討する。

(3) 研究成果の公表、発信並びに評価及び利活用

① 個人及び共同の研究活動について、1年ごとに研究計画を作成し、活動状況を明確にし、発信する。

- ・新たな様式により「成果の説明書」を作成し、継続的な研究活動の状況を公表、発信する。

- ② 自己点検・自己評価を実施する。
- ③ 大学基準協会等の第三者評価、外部評価の結果を尊重し、自らの研究に反映させる。
- ④ 教員の地域・社会貢献の状況を把握し、評価の仕組みを構築する。
- ⑤ 刊行物による研究成果の公表を積極的に行う。
  - ・以下の媒体等により研究成果を公開するとともに、地域科学研究所における研究成果の公表の在り方について検討する。
    - ア 地域科学研究所プロジェクト研究報告書（旧産業研究所及び旧地域政策研究センター研究部会）
    - イ 地域科学研究所紀要「産業研究（仮称）」
    - ウ 経済学会「高崎経済大学論集」
    - エ 地域政策学会「地域政策研究」
  - ・C i n i i への登録や、地域政策セミナー等公開の場での書籍紹介や配布、ホームページ等を利用して、研究成果の公開、知名度の向上を促進する。
- ⑥ 学内外において、積極的に学術研究発表を行う。
  - ・教員の研究内容について、現在実施しているラジオゼミナール（ラジオ高崎）での発信を継続するとともに、公開講座等により積極的に学術研究発表を行う。
- ⑦ 研究成果は、大学のホームページ等で公開する。
- ⑧ 研究成果のデータベース化を図り、その成果を利活用するための仕組みを構築する。
  - ・教員の研究成果及び教員が取り組んでいる地域貢献活動や社会貢献活動を把握し、必要な情報を整理し発信する。また、自治体や企業との連携を推進する。

## II 学生支援に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 学習支援に関する目標を達成するためにとるべき措置

- ① 各種ガイダンスの充実を図るとともに、その効果の検証を行う。
  - ・学年別の履修指導に関するガイダンスを実施し、その効果の検証を行う。
  - ・図書館施設の利用方法と図書館サービスの周知を図るガイダンスを実施し、効果の検証を行う。（図書館）

- ② 学生への履修指導や自主学習相談等、きめ細かな指導体制を充実させる。
  - ・進行中の新カリキュラムについて、実施状況の確認を行うとともに問題点の析出に努める。(地域政策学部)
- ③ 窓口担当職員は、学生の履修相談等、相談しやすい環境づくりに努めるとともに、指導力を養成するための研修等の機会の充実を図る。
  - ・履修相談コーナーを設け、相談体制の充実を図る。
- ④ 就学不適合者支援及び成績不良者への指導、留年学生の減少に向けた取組体制を整備する。
  - ・GPA制度を利用して、成績不良者への指導に役立てる。(経済学部)
  - ・履修登録の状況や成績不良者数の把握に努めるとともに、前後期成績不良者に対する勧告制度に伴う問題点・課題を整理する。(地域政策学部)
- ⑤ TA(ティーチング・アシスタント)を積極的に活用するとともに、SA(スチューデント・アシスタント)について検討する。

## 2 学生生活支援に関する目標を達成するためにとるべき措置

### (1) 経済的支援

- ① 経済的な理由で就学が困難な学生に対しては、日本学生支援機構などの各種奨学金制度の情報提供や授業料減免等、必要な支援について検討、実施する。
  - ・授業料減免制度について、提出書類などを見直し、課題があれば改善する。
- ② 学生に対する経済的支援体制の充実のため、奨学金制度の充実について検討する。
  - ・他大学の奨学金制度に関する調査結果をまとめ、本学において実施可能かどうかを検討する。

### (2) 心身の健康相談

- ① 学生の心身の健康管理に関する相談体制を充実する。
- ② 就学に支障をきたしている学生の早期発見に努める体制を整備し、対応を強化する。
  - ・障害のある学生への対応を充実させるため、障害学生サポートルームを開設する。
  - ・学生支援チームと教務チームが連携し、成績不良者の実態把握および情報共有を図り、対応に取り組む。



③ 学生の心身の健康相談等への理解を深めるため、教職員を対象として研修を実施する。

- ・教職員に障害学生支援の啓発を図るための方策を、学生支援委員会で検討・実施する。

④ カウンセラーの相談時間を増やす。

- ・臨床心理士を増員し、カウンセリング体制の水準を向上させる。

### (3) 各種ハラスメント相談

① 相談体制を整備する。

- ・ハラスメント相談体制を整備し、学生支援チームに学生のハラスメント相談窓口を設置する。

② 啓発活動、研修体制を整備・充実する。

- ・ハラスメント防止対策委員会及びハラスメント相談室と連携し、ハラスメントについての啓発活動を実施する。

③ 防止対策、事後対応策について、万全を期すための体制を整備する。

- ・ハラスメント等について学生が相談しやすい体制をつくり、事後対応策について検討する。

### (4) 生活相談等

① 部活動や課外活動、ボランティア活動に対する必要な支援を行う。

- ・奨学奨励費制度について、掲示、ガイダンス、学生ハンドブック、ホームページなどで学生に周知する。

② 社会活動における学生と地域との交流を支援する。

- ・ボランティア等の社会活動に参加した学生からの具体的な事例に関わる情報収集を継続し、その提供方法について検討する。

③ 学生生活に対する学生の要望等を把握し、支援体制を充実する。

- ・平成26年度に実施した「卒業生アンケート」の結果を分析し、対応すべき課題を明確にした上で、関連部署へ情報提供し、課題の解決を図る。

④ 学生のキャンパスライフを支援するための施設を整備する。

- ・障害学生サポートルームをはじめとする障害学生に対応した施設の整備を行う。
- ・学生生活を支援する施設（障害学生サポートルーム、フリースペースなど）に関する要望について実行の可否を判断し、優先度の高いものから実行に移す。

- ・学生ポータル活用の可否の検討を継続しつつ、学生の声を集めるための有効な手段を検討する。

⑤ 国際交流センターを充実し、留学生を支援する。

- ・交換留学生と日本人学生が交流を図れるよう、交換留学生用住宅の一案としてシェアハウスの実現が可能か高崎市内の先行事例を調査、検討する。

3 学生団体の支援に関する目標を達成するためにとるべき措置

① 学生団体連絡協議会に所属する各団体の活動を支援するとともに、団体相互間の連携を深め、大学の各種活動への参画を促す。

- ・インナー大会、全国大会、関東大会などの出場のインセンティブとなるように、奨学奨励費制度について学生に周知する。

② 全国大会等に出場する学生や学外指導者に対する支援体制を検討する。

- ・全国大会に出場する学生や学外指導者に対する支援体制を明確にするため、学生団体にアンケート調査を行う。

4 キャリア支援に関する目標を達成するためにとるべき措置

① キャリア支援体制を充実し、学生の就職や進学に関する事前相談や情報提供を一元的・効率的・効果的に行う体制を整備する。

- ・キャリア支援担当職員の専門性を高めるため、カウンセリング研修を職員全員を対象に実施する。
- ・受講者のアンケート結果に基づき、内容を見直しつつ、キャリア支援セミナー及び就職ガイダンスの実施を継続する。
- ・就職活動のスケジュールや学生のニーズに応じた日程・内容で、人事担当者による企業説明会やセミナーを学内で開催する。

② インターンシップの活動を支援する。

- ・就職情報サイトを運営する企業から講師を招き、時勢に応じたインターンシップガイダンスを、3年生以下を対象に5月に開催する。

③ 同窓会との連携を図り、卒業生のデータベース化、就職後の異動や転職等の情報収集を行い、キャリア支援に活用する。

- ・平成26年度に整備したキャリアサポーター制度に登録した卒業生のデータベースの充実を図る。

④ 在学生、卒業生を含めた就職指導体制の充実を図る。

- ・平成26年度に整備したキャリアサポーター制度と各企業からの在籍者名簿の利用案内について、各ガイダンスやホームページで周知する。
- ⑤ **学生のキャリア支援のため同窓会との連携を強化する。**
  - ・同窓生と連携した模擬面接会の実施を継続するとともに、公務員志望者向けの面接会を強化する。
  - ・同窓会と連携した就業力育成事業は、時期を見直しつつ実施を継続する。また、今後も、地方での就職支援事業を同窓会総会で周知し、Uターン就職相談事業の実施地域を拡大する。
- ⑥ **未就職の卒業生についても、継続して就職支援を行う。**
  - ・未就職の卒業生に対して、キャリア支援センターへの登録を促すための方法を検討するとともに、既卒者向け求人情報が届く度に情報提供のメール配信を行う。
- ⑦ **公務員養成セミナーの充実、TOEICや旅行業務取扱管理者などの資格取得のための支援策を強化・改善する。**
  - ・前年実施した公務員セミナーの成果を評価するとともに面接試験対策を強化する。
  - ・就職に有利になる資格取得ガイダンスを、低学年向けに開催する。

### Ⅲ 地域・社会貢献に関する目標を達成するためにとるべき措置

#### 1 地域貢献に関する目標を達成するためにとるべき措置

##### (1) 地域社会への貢献、市民への知の還元

- ① **学生や教職員が、地域団体、NPO等と連携して行う市民活動やまちづくり活動を支援する。**
  - ・教員・学生が取り組むまちづくり活動等に係る情報を定期的に収集・整理し、発信する。また、まちづくり活動等の一元的な相談窓口の設置を検討する。
- ② **より住民ニーズに合致した内容の公開講座等を開催し、生涯学習の拠点としての体制を整備する。**
  - ・地域科学研究所における地域貢献活動等の在り方を検討するとともに、広く市民の生涯学習に貢献するため、開催時期、タイムリーなテーマ設定等を検討し、内容の充実を図る。
- ③ **地域連携戦略室を中心に連携支援体制（窓口・マッチング・コーディネ**

ート)を整備する。

## (2) 高崎市との連携、産学官連携

① 高崎市などからの連携・協力要請に対し、組織的に対応できる体制を整備する。

・高崎市と定期的に情報交換を行う場を設け、連携・協力の在り方について協議するとともに、研究者の紹介等、窓口として連絡支援を行う。

② 高崎市、高崎市教育委員会等との間で包括的連携協定を結ぶ。

③ 地域の産業創出と活性化を支援するため、企業等と連携し、受託研究、共同研究等に積極的に取り組む。

## 2 社会貢献に関する目標を達成するためにとるべき措置

### (1) 国、地方公共団体等との連携

① 国や群馬県等との連携事業を積極的に展開する。

・国や群馬県等が公募する研究、地域づくり活動等について、公募テーマの周知を丁寧に行い、積極的に応募する。

② 各種審議会の委員就任や調査活動等、行政への参画に努める。

③ 成果について、教職員間において共有し、学内外へ還元する仕組みを整備する。

### (2) 大学間連携

① 大学間、大学院間連携について、組織的に取り組み、連携の強化に努める。

・専門分野を通じた学術交流など、両学部及び両研究科と協議の場を設け、他大学との連携事業に積極的に取り組むとともに、関連する情報の収集を図る。

② 政策研究大学院大学、および県内の大学との連携を促進する。

・政策研究大学院大学との連携を継続し、相互の履修を促進するための具体的な方策について検討する。(地域政策研究科)

・県内公立4大学間の連携協議と連携事業を継続する。

### (3) 産業界との連携

商工会議所等と連携し、産学連携事業を推進する。

### (4) 知の拠点化・組織化

・知の拠点を構成する地域科学研究所の調査研究活動を支援するとともに、

研究成果を整理し幅広く公開する。

### 3 国際貢献に関する目標を達成するためにとるべき措置

国外の提携校との交流のあり方を検討し、連携を強化し、学生・教職員交流を促進する。

・現在の提携校との交流の在り方を確認し、実効性のある交流事業を推進する。

### 4 高大連携に関する目標を達成するためにとるべき措置

① 高崎市立高崎経済大学附属高等学校の論理的思考力、問題解決力等の汎用的技能等習得の取組について積極的に支援する。

・高崎市立高崎経済大学附属高等学校の「スーパーグローバルハイスクール（SGH）」の計画に基づく事業を継続する。

② 教職希望学生の現場体験事業について附属高等学校と連携する。

・教職ガイダンス及び教職専門科目内で、現場体験事業について積極的に案内することにより、参加を促進し、教職希望者の意識向上を図る。

③ 県内高校生を対象として、公開授業や模擬演習等を実施し、高校生に大学教育に触れる機会をつくる。

・（再掲）1日大学体験DAYの効果的な方法を検討し、実施する。

④ 学生と高校生、高校と大学の教員間の交流を図り、積極的に意見交換を行う。

## IV 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 運営体制・手法に関する目標を達成するためにとるべき措置

#### （1）全学的な経営戦略の確立

① 理事長と学長が、緊密に連携し、迅速な業務運営を行う。

② 理事会、経営審議会、教育研究審議会、教授会、各種委員会等の緊密な連携体制を構築し、意思決定が機動的に行える体制を確立する。

#### （2）学生の声を反映した業務運営

学生の満足度を確保するための調査を継続的に実施し、業務運営の改善に努める。

・現在実施しているパソコン講座について、講座内容の検討を行う。

・図書館各階に「利用者の声」の用紙と投函箱を設置し、学生の要望を把

握して図書館運営の改善を図る。

### (3) 開かれた運営

- ① 法人が自ら行う点検・評価、外部評価の結果や監事による監査結果を業務に反映させる。
- ② 外部の意見を積極的に取り入れ、適切に反映できる体制の整備を行い、市民に開かれた透明性の高い法人運営を行う。
  - ・理事会、経営審議会に外部委員を用いた体制及び各種議事録等の積極的な公開を継続することで、市民に開かれた透明性の高い法人運営を行う。

### (4) 内部監査機能

内部監査体制の整備を図るとともに、監事による実効性のある監査制度を構築し、大学運営全般にわたる監査機能の充実を図る。

### (5) 改革の継続

業務運営の硬直化を防止するため、運営体制について定期的に検証を行う。

## 2 教育研究組織の充実・改革に関する目標を達成するためにとるべき措置

- ① 教育研究の変革・進展と、社会的要請に対応した教育研究組織の見直し、改善を行う。
  - ・地域科学研究所における地域貢献活動等の在り方を検討する。
- ② 専任教員などについて適正な人数を確保し、教育体制を整え、教育改善に努める。(再掲)
  - ・(再掲) 専任教員については、適正な人数を検討した上で、中長期的視点から採用計画を策定する。
- ③ FDを推進し、組織的に教育の内容などを見直し、教育研究の組織体制を改善する。
  - ・(再掲) FD・SD委員会の充実を図るとともに、学部及び研究科と全学FD・SD委員会主体のFDを実施する。
  - ・整備した諸規程に基づき、新たな組織体制を安定させる。

## 3 人事の適正化に関する目標を達成するためにとるべき措置

- ① 教職員の意欲向上や教育研究の質的向上を図るため、人事評価システムを構築し、評価結果に基づいた適正な処遇を行う。
  - ・平成24年度に導入した評価制度について、継続して適正な処遇を行う。

- ② 事務職員についてはプロパー化を計画的に進め、専門性の高い職員の確保と育成に努める。
- ③ 多様な雇用形態の導入について、調査・研究する。
- ④ プロパー職員の他大学等との人事交流について調査・研究する。

#### 4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するためにとるべき措置

- ① 事務処理の効率化、迅速化及び経費節減のため定期的に点検を行い、事務処理方法、事務組織や職員配置の再編、見直し、外部委託の活用などを推進し、職員定員の縮減を図る。
- ② SD等の各種研修の実施、学外研修への参加等により、大学事務職員の能力向上を図るとともに、サービスの意識の向上、社会的責任の理解について組織的に研修する。
- ③ 業務の標準化を促進するため、各業務についてマニュアルを作成する。
- ④ 全学的な視点から情報の共有化・一元化を図り、事務組織と教育研究組織の総合サポート体制を強化する。
  - ・組織再編に伴い、新たな体制で事務の効率化・合理化を図る。

### V 財務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

#### 1 外部資金の獲得、自己収入の増加に関する目標を達成するためにとるべき措置

- ① 外部研究資金（科学研究費補助金、受託研究、寄附金等）の獲得のための全学的な推進体制を整備し、情報の収集・提供・発信を強化する。
  - ・（再掲）科学研究費補助金や学外競争的資金獲得のための担当職員向け研修の受講により、専門的知識を有する職員を養成する。
- ② 科学研究費補助金の申請率（件数）及び採択率（件数）を高める。
- ③ 受験生及び入学者を確保するため、大学の魅力や教育の質の高さについての情報発信等の方策を実施する。
  - ・学内学会誌（INTRO、APPROACH）をホームページに掲載するほか、各種行事の来場者に配布し広報利用する。
  - ・オープンキャンパス、1日大学体験DAY、大学訪問及び大学説明会等の広報事業により、大学の魅力を情報発信する。

- 2 経費の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置
  - ① 入札など契約方法の改善や外部委託の活用等により、管理的経費の節減・合理化に努める。
  - ② 教職員のコスト意識を高め、経費の削減、改善を推進する。
- 3 資産の管理運用に関する目標を達成するためにとるべき措置
  - ① 金融資産は、安全確実な運用を図る。
  - ② 設備機器等を全学的に効率的に活用できる仕組みを構築する。
  - ③ 大学施設の業務運営に支障のない範囲内において、一般市民の利用に供するなど、有効活用に努める。

## VI 自己点検及び自己評価並びに情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

- 1 自己点検・自己評価に関する目標を達成するためにとるべき措置
  - ① 認証評価機関による評価を平成27年度までに受け、改善策については、次期中期目標、中期計画に反映させる。
    - ・自己点検・評価報告書を完成させ、大学基準協会の認証評価を受審する。
  - ② 認証評価機関や評価委員会による評価に向け自己点検・評価の体制を整備し、定期的を実施する。
  - ③ 自己点検・評価の結果は、理事会、経営審議会、教育研究審議会等に報告し、運営改善に反映させるとともに、公表する。
    - ・自己点検・評価結果及び法人評価結果を運営改善に反映させる。
- 2 情報公開の推進及び個人情報の保護並びに広報活動に関する目標を達成するためにとるべき措置
  - ① 中期目標、中期計画、年度計画、財務内容、管理運営状況、自己点検・評価結果等について公表し説明責任を果たす。
  - ② ホームページ等を通じて教育研究活動や地域貢献、社会貢献活動等について積極的に公表する。
    - ・本学の地域貢献活動、社会貢献活動の取組を定期的に把握、整理し、情報を積極的に公表する。
  - ③ 理事会等の各種議事録等についても積極的な情報公開を行い、法人運営の透明化を図る。



- ④ 情報公開制度、個人情報保護制度の適正運用を行う。
- ⑤ 大学の魅力アップや学生獲得のための広報戦略を策定し、大学からの情報発信を組織的かつ積極的に推進する。
  - ・ 広報室において年間計画を策定し、積極的な情報発信を行う。
  - ・ オープンキャンパス、1日大学体験DAY、大学訪問及び大学説明会等のアンケート結果を基に、受験生獲得のための効果的な広報戦略について検討を行い、策定を目指す。
- ⑥ 大学に関する基礎的な情報を収集・整理し、蓄積・活用する。
- ⑦ 公立大学協会の指針を基本に情報発信・公開を行う。

## VII その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

### 1 施設の整備、維持管理に関する目標を達成するためにとるべき措置

- ① バリアフリー、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備等のグランドデザインを検討し、教育内容に応じた施設や設備の整備、維持補修、改良を設置団体と協議し、計画的に進め、キャンパスアメニティを充実させる。
  - ・ (再掲) 障害学生サポートルームをはじめとする障害学生に対応した施設の整備を行う。
- ② 既存施設や設備の維持補修を適切に行い、機能の維持管理を行う。
  - ・ 維持補修計画を見直しつつ、予防修繕を行う。

### 2 安全管理等に関する目標を達成するためにとるべき措置

- ① 労働安全衛生法を遵守するための安全管理体制を構築し、安全衛生の確保に努める。
- ② 情報セキュリティ・ポリシーに基づき、情報管理を徹底し、適宜点検する体制を整備する。
- ③ 危機管理マニュアルを作成するなど、危機管理体制を整備する。

### 3 コンプライアンスの推進に関する目標を達成するためにとるべき措置

教職員の倫理の向上を図るため、研修や啓発活動に取り組む。

### 4 人権尊重に関する目標を達成するためにとるべき措置

人権侵害の防止、相談環境、適切な事後対応の体制を整備するとともに、意

識啓発活動等に取り組む。

- ・(再掲) ハラスメント防止対策委員会及びハラスメント相談室と連携し、ハラスメントについての啓発活動を実施する。

5 環境負荷軽減に関する目標を達成するためにとるべき措置

- ① 環境方針を策定、体制を整備し、継続的に環境負荷軽減に努める。
- ② 省エネルギー対策により、光熱水費の節減に努める。

6 後援会、同窓会との連携に関する目標を達成するためにとるべき措置

- ① 卒業生や保護者、そして後援会や同窓会に対して、情報提供を強化し、教育研究の現状など大学への理解を深めてもらう。
  - ・在学生の保護者、同窓会会員や後援会にホームページや学報などを利用した情報提供を行うとともに、後援会の支部総会と同窓会の支部活動の連携を図る。
- ② 学生が、豊かで充実した学生生活を送ることができるよう、後援会や同窓会との協力体制を構築する。とりわけ、キャリア支援についての連携を強化する。
  - ・(再掲) 同窓生と連携した模擬面接会の実施を継続するとともに、公務員志望者向けの面接会を強化する。
- ③ 卒業生との結びつきを強化するため、ホームカミングデイ等を設け、卒業生の来訪機会の増加を図る。

Ⅷ 予算、収支計画及び資金計画

1 予算（平成27年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	2 7 0
授業料等収入	2 , 4 8 7
受託研究等収入	0
補助金	0
その他収入	5 3
計	2 , 8 1 0
支出	
教育費	5 3 0
研究費	1 2 5
教育研究支援費	1 8 9
人件費	1 , 8 2 2
一般管理費	1 4 4
施設整備費	0
受託研究等経費	0
計	2 , 8 1 0

## 2 収支計画（平成27年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
費用の部	2, 8 1 2
經常費用	2, 8 1 2
業務費	2, 4 3 2
教育経費	3 9 5
研究経費	1 2 5
教育研究支援経費	9 0
受託研究等経費	0
人件費	1, 8 2 2
一般管理費	1 4 0
財務費用	0
減価償却費	2 4 0
臨時損失	0
収入の部	2, 8 1 2
經常収益	2, 7 9 3
運営費交付金収益	2 2 0
授業料収益	2, 0 6 6
入学金収益	2 7 8
検定料収益	1 1 4
受託研究等収益	0
財務収益	0
雑益	3 4
資産見返負債戻入	8 1
資産見返運営費交付金等戻入	4 1
資産見返物品受贈額戻入	4 0
臨時利益	0
目的積立金取崩額	1 9
純利益	0

### 3 資金計画（平成27年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金支出	
業務活動による支出	2, 6 5 6
投資活動による支出	8 1
財務活動による支出	0
翌年度への繰越金	6 8 5
資金収入	
業務活動による収入	2, 7 1 8
運営費交付金	2 7 0
授業料収入	2, 0 2 2
入学金収入	2 7 8
検定料収入	1 1 4
受託研究等収入	0
雑入	3 4
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	7 0 4

#### IX 短期借入金の限度額

##### 1 短期借入金の限度額

3億円

##### 2 想定される理由

運営費交付金の受入遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることを想定する。

#### X 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

## XI 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合には、教育研究の質の向上並びに学生支援、組織運営及び施設設備の充実に充てる。

## XII その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

### 1 積立金の使途

なし

### 2 その他法人の業務運営に関し必要な事項

なし